



山形県公報

平成24年4月24日（火）
第2337号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………（置賜総合支庁農村計画課）…541
- 基本測量の終了の通知……………（用 地 課）…542
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 同……………（ 同 ）…543
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………同
- 平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正…544

選挙管理委員会関係

告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…545
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…546
- 一般競争入札の公告……………（会 計 局）…549

告 示

山形県告示第468号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	米 山 耕 二 郎	西置賜郡小国町大字増岡561番地

山形県告示第469号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域
山形県内全域
 - 2 基本測量を実施した期間
平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
 - 3 作業の種類
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
-

山形県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市中野俣地域、酒田市山元地域
 - 2 公共測量を実施した日
平成23年8月8日から同年12月20日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（道路台帳整備）
-

山形県告示第471号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
東田川郡庄内町主殿新田地域
 - 2 公共測量を実施した日
平成23年11月7日から平成24年1月20日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（路線測量）
-

山形県告示第472号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市
 - 2 公共測量を実施した日
平成23年4月20日から平成24年3月23日まで
 - 3 作業の種類
公共測量（デジタル空中写真撮影・レベル1,000写真地図作成）
-

山形県告示第473号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市内
- 2 公共測量を実施した日
平成23年11月1日から平成24年3月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）

山形県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年4月24日から同年5月7日まで縦覧に供する。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田遊佐線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市本楯字地正免202番から 同 上まで	旧	7.8メートル } 7.2	13メートル
同 上	新	13.2メートル } 7.2	同 上

教育委員会関係**告 示****山形県教育委員会告示第6号**

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成24年4月24日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成24年4月26日（木） 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎1001会議室
- 3 議 題
 - (1) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
 - (2) 山形県体育館及び山形県武道館の指定管理者の募集について
 - (3) 山形県あかねヶ丘陸上競技場の指定管理者の募集について
 - (4) 山形県青年の家の指定管理者の募集について
 - (5) 山形県社会教育委員の委嘱（任命）について
 - (6) 平成24年度山形県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について
 - (7) 山形県産業教育審議会委員の委嘱（任命）について

山形県教育委員会告示第7号

平成13年5月県教育委員会告示第10号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、告示の日以降に実施する試験から適用する。

平成24年4月24日

山形県教育委員会
委員長 長南博昭

公立学校教員選考試験	1 総合ランク 2 第一次試験に係る筆記試験、実技試験及び集団討議の得点 3 第二次試験に係る模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点	合格発表の日から1月間	教育庁総務課
県立学校技能労務職員選考試験	総合ランク	同	同

を

県立学校技能労務職員選考試験	総合ランク	合格発表の日から1月間	教育庁総務課
----------------	-------	-------------	--------

に改める。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第14号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年4月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷誠

2 老人ホームの項の表中

多機能ホーム檜の木	〃 上町四丁目6番24号
-----------	--------------

を

多機能ホーム檜の木	〃 上町四丁目6番24号
小規模特別養護老人ホーム福寿草小荷駄町	〃 小荷駄町12番46号

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成24年4月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 申請のあった年月日
平成24年4月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人白い森山楽隊

(2) 代表者の氏名

玉津 修

(3) 主たる事務所の所在地

西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目5番地20

(4) 定款に記載された目的

この法人は、4WDオフロード車愛好家を中心とした一般公衆に対して、まちの活性化を図る為、行事の企画、運営、支援や不法投棄防止の為、山林等の巡回パトロールなど環境美化事業及び、4WDオフロード車両の特性を利用し災害時の救援活動などを行い自然と人間が共存できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに川西町役場において平成24年8月24日まで縦覧に供する。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ川西店

東置賜郡川西町大字上小松字美女木1143番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,085平方メートル

(変更後) 2,679平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 120台

(変更後) 128台

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 15台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 20台（位置については縦覧に供する図面のとおり）

ハ 荷さばき施設の位置

(変更前) 縦覧に供する図面のとおり

(変更後) 縦覧に供する図面のとおり

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 17.53立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(変更後) 26.82立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	午前10時	午後10時
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品		

(変更後)

小売業を行う者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマザワ	午前9時	翌日の午前0時
株式会社ヤマザワ薬品		

- ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで
(変更後) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

- ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
(変更後) 5か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）

- 4 変更年月日
平成24年11月29日
- 5 届出年月日
平成24年3月28日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年8月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要		
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者			収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者
県営小国アパルト1号	西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9	3DK	58.0	2	一般用	12,800円	14,800円	16,900円	19,100円	21,800円	25,200円	3月分の家賃に相当する額	単身可

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成24年5月7日～同月11日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年5月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成24年6月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ノート型パソコン及びデスクトップ型パソコンの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年4月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成24年6月4日（月） 午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ノート型パソコン 1,998台
ロ デスクトップ型パソコン 160台

- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 平成24年9月28日（金）

- (4) 納入場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課（山形県庁15階）

- (5) 入札方法 (1)のイ及びロの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成24年5月21日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Notebook-sized personal computers : 1,998

②Desktop personal computers : 160

- (2) Time-limit for tender : 11:00A. M. June 4, 2012

- (3) Contact point for the notice : Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023-630-2723